

奈良県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和郡山広陵線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
8 0 1	磯城郡川西町大字結崎 一四六七番一地从ら 磯城郡川西町大字唐院 八六番一地从らまで	九・二 〃 三五・二	一、六〇〇・ 〇	天理王寺線 と重用